

## 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に活かして要介護状態にならないよう予防することが大切です。介護予防日常生活支援総合事業(総合事業)はそのための仕組みとして創設されました。「心身機能」だけでなく、「参加」「活動」の視点を取り入れることで、高齢者が地域や社会の中での役割を持ちながらいきいきとした生活を継続することを目指します。

### 利用までの流れ



要介護認定の申請  
(要支援1・2の方)

基本チェックリストの実施  
(介護予防・生活支援サービス事業対象者)

一般  
高齢者

地域包括支援センターの職員とケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を相談しながら作成し、サービスを利用します。

従来通りの介護予防サービス  
(福祉用具貸与、訪問看護、通所リハ、  
住宅改修等)

### 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス(国基準相当) ・ 通所型サービス(国基準相当)  
訪問型サービス生活緩和型 ・ 通所型サービス緩和型

一般介護予防事業(65歳以上の方が対象)

注)40~64歳の方は、基本チェックリスト等ではなく、要介護認定の申請が必要になります。

### 総合事業のサービスの種類

- ☆訪問型サービス(国基準相当)・・・従来の介護予防訪問介護に相当するサービスです。
- ☆訪問型サービス生活緩和型・・・訪問介護員による掃除や洗濯などの生活援助サービスです。
- ☆通所型サービス(国基準相当)・・・従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。
- ☆通所型サービス緩和型・・・通所介護事業所などで、軽体操やレクリエーションなどの運動機能向上を支援するサービスです。

●問い合わせ 吉野川市地域包括支援センター  
吉野川市長寿いきがい課地域支援係

電話:22-2744 22-2745 FAX:22-2746  
電話:22-2264 FAX:22-2260

## 介護予防・生活支援サービス事業

### ★訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、身体介護や調理、掃除などの生活援助を利用者と共に行い、利用者自身ができることが増えるよう支援します。

市が指定する訪問介護事業者が提供するサービス  
国基準相当型訪問サービス

利用者負担割合証で確認 1割・2割・3割

サービス内容	○入浴の介助等 ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や補修	
提供時間	内容により異なります。概ね1回60分程度	
自己負担 * 1割負担の場合	<b>利用回数に応じた利用料になります。 ※初回時には加算があります。</b>	
	週1回程度の利用が必要な場合	1回につき <b>287円</b> 週1回程度 月1回～4回まで (ただし、月額利用選択・5週(5回以上)になる場合には、1月につき1,176円)
	週2回程度の利用が必要な場合	1回につき <b>287円</b> 週2回程度 月5回～8回まで (ただし、月額利用選択・5週(9回以上)になる場合には、1月につき2,349円)
	週2回程度を超える利用が必要な場合	1回につき <b>287円</b> 週2回以上 月9回～12回まで (ただし、月額利用選択・5週(13回以上)になる場合には、1月につき3,727円)

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

### ☆通所型サービス

デイサービスセンターで、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング、食事・入浴などのサービスなどが日帰りで受けられます。

市が指定する通所介護事業者が提供するサービス  
国基準相当型通所サービス

利用者負担割合証で確認 1割・2割・3割

サービス内容	●体操(運動器機能向上) ●レクリエーション ●入浴 ●食事など	
送迎	自宅からデイサービスの間の送迎を行うことを基本としています。	
提供時間	平均3時間以上9時間未満の範囲でサービスを提供します。	
自己負担 * 1割負担の場合	<b>利用回数に応じた利用料になります</b>	
	週1回程度の利用が必要な場合	1回につき <b>436円</b> 週1回程度 月1回～4回まで (ただし、月額利用選択・5週(5回以上)になる場合には、1月につき1,798円)
	週2回程度の利用が必要な場合	1回につき <b>447円</b> 週2回程度 月5回～8回まで (ただし、月額利用選択・5週(9回以上)になる場合には、1月につき3,621円)

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

●お問い合わせ 吉野川市地域包括支援センター ☎22-2744 22-2745

## 介護予防・生活支援サービス事業 緩和型

### ★訪問型サービス生活緩和型

ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除などの生活援助を利用者と共に行い、利用者自身ができることが増えるよう支援します。

市が指定する訪問介護事業者が提供するサービス

利用者負担割合証で確認 1割・2割・3割

サービス内容	●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●ゴミ出し ●衣類の洗濯や補修 ○身体介助(20分未満)身体介護は有資格者のみ	
提供時間	内容により異なります。概ね1回60分程度・(ケアマネジメントで20分以上45分未満も可能)	
自己負担 *1割負担の場合	<b>生活援助なので1回につき225単位で設定 ※初回加算があります。</b>	
	週1回程度の利用が必要な場合	<b>1回につき 225円(45分以上 60分程度)</b> 週1回程度 月1回～5回まで
	週2回程度の利用が必要な場合	<b>1回につき 225円</b> 週2回程度 月5回～10回まで
	週2回程度を超える利用が必要な場合	<b>1回につき 225円</b> 週2回以上 月9回～14回まで
	20分以上45分未満の利用が必要な場合	<b>1回につき 185円</b> 1月に14回まで

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

### ☆通所型サービス緩和型(国基準相当サービスの9割)

デイサービスセンターで、運動・レクリエーションや閉じこもり予防等、心身機能の維持・向上のためのプログラムを日帰りで受けられます。

現行相当のサービス対象者以外であり、介護保険事業所によるサービスが必要な場合

市が指定する通所介護事業者が提供するサービス

利用者負担割合証で確認 1割・2割・3割

サービス内容	●体操(運動器機能向上) ●レクリエーション ●入浴 ●食事など	
送迎	自宅からデイサービスの間の送迎を行うことを基本としています。	
提供時間	平均3時間以上9時間未満の範囲でサービスを提供します。	
自己負担 *1割負担の場合	<b>利用回数に応じた利用料になります</b>	
	週1回程度の利用が必要な場合	<b>1回につき 392円</b> 週1回程度 月1回～4回まで (ただし、月額利用選択・5週(5回以上)になる場合には、1月につき1,618円)
	週2回程度の利用が必要な場合	<b>1回につき 402円</b> 週2回程度 月5回～8回まで (ただし、月額利用選択・5週(9回以上)になる場合には、1月につき3,259円)

\* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。